

明石市立総合福祉センターの次期指定管理者候補者の選定について

1 取組方針

令和5年3月末に指定管理者の指定期間満了を迎える明石市立総合福祉センターについて、市民サービスの向上と施設の効率的な運営を図るため、指定管理者による管理運営を継続し、次のとおり次期指定管理者候補者の選定を行うものとする。

(1) 対象施設

明石市立総合福祉センター

(2) 指定管理者の選定

①選定方法

公募を行わずに指定管理者を選定する。

②指定法人

社会福祉法人 明石市社会福祉協議会

③指定理由

同センターの指定管理にあっては、市民福祉の向上と地域福祉活動の増進に寄与するという設置目的を市内全域で継続的に実施できる体制及びノウハウがあること、さらに、地域福祉の拠点としての役割や地域防災の観点から福祉避難所やボランティアの拠点としての役割を担うなど、特に高度な公的責任や専門性が求められる。

社会福祉法人 明石市社会福祉協議会は、社会福祉法に規定されている地域福祉の増進にかかる中心的役割を担う市内唯一の公的法人であり、既に施設の特徴を生かした様々な福祉事業の手堅い実施実績を持つほか、分野横断的な市からの委託事業を実施しているなど、高度な専門性とノウハウを有している。

さらに、市と福祉団体や地域団体をつなぐ中間支援的な役割も担っており、今後も様々な市との連携事業を実施する役割を担う必要があること等の理由から、同法人を指定管理者とするもの。

(3) 制度導入の施設単位

前回募集時の施設単位（本館、別館一括管理）とする。

(4) 指定期間

専門性のある人材確保、雇用の安定、併せて安定したサービスを継続して提供するため、5年間とする。

(5) 利用料金制度

使用料収入が少なく、指定管理者の自立的な経営努力が期待できないため、利用料金制は採用しない。

2 選定スケジュール

時期	内容
令和4年6月	文教厚生常任委員会への報告
令和4年7月～8月	指定管理者候補者へ仕様書等を提示
令和4年9月～10月	指定管理者候補者の書類審査
令和4年11月	選定結果の通知・指定管理者候補者の公表
令和4年12月	指定議案の提出（令和4年12月議会） 指定の通知及び告示・公表
令和5年1月～3月	基本協定・年度協定（令和5年度）の締結
令和5年4月	次期・指定管理者による管理運営業務の開始